

特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日を定める政令 参照条文

(参照法令一覧)

○特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）（抄）	1
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正前）（平成二年法律第三十号）（抄）	2
○特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和三年政令第二百五十六号）	3

○特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）（抄）

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（予納による納付）」を付し、同条第一項中「納付すべき当該」を「当該」に改め、「の見込額（以下単に「見込額」という。）」を削り、同条第二項中「特許印紙」を「現金」に改め、同項ただし書を削る。

第十五条の見出しを削り、同条第一項中「特許庁長官は、」を削り、「特許料等又は手数料の納付に際し」を「経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続に際し、」に、「が予納した見込額（この項の規定による）」を「に係る予納額（同項の規定により予納した額からこの項の規定により納付されたものとみなされた）」に、「納付に充てた額の控除」を「額を控除し、」に、「の加算があつた」を「を加算した」に、「から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該」を「の範囲内において、当該手続に係る」に、「の納付に充てる」を「が納付されたものとみなす」に改め、同条第二項中「特許料等又は手数料の納付」を「手続に係る申出」に、「納付者」を「申出者」に、「見込額」を「予納額」に改め、同条第三項中「見込額に残余」を「予納額に残余に相当する額」に、「その残余の額」を「当該残余に相当する額」に改め、同条第四項中「残余の額」を「残余に相当する額」に改める。

第十五条の三第一項中「（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）」を削る。

第十六条中「に特許料等又は手数料の納付をする」を「に申出をする」に、「納付を」を「申出を」に、「納付者」を「申出者」に、「特許料等又は手数料の納付をした」を「手続に係る申出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第一百二十二条第二項及び第四項から第六項までの改正規定、同法第一百四十五条に二項を加える改正規定並びに同法第一百五十一条の改正規定、第二条中実用新案法第三十三条第二項、第四項及び第五項の改正規定、第三条中意匠法第四十条第三項の改正規定、同法第四十四条第二項及び第四項の改正規定、同法第六十条の七の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第六十条の十一第一項の改正規定、同法第六十条の二十一第一項の改正規定（「ジュネーブ改正協定第一条^(xxviii)に規定する」及び「（次項において「国際事務局」という。）」を削る部分に限る。）、第四条中商標法第四十一条の

二第六項の改正規定、同法第四十三條第一項から第三項までの改正規定、同法第四十三條の六第二項の改正規定及び同法第六十八條の十六條第一項の改正規定、第六條の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五條の三第一項の改正規定を除く。）並びに次條第七項並びに附則第三條第五項、第四條第四項及び第六項、第五條第四項及び第五項並びに第六條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四・五（略）

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二條（略）

2～6（略）

7 第一條の規定（前條第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特許法（次項において「第三号改正後特許法」という。）第百十二條第二項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に特許法第八條第二項に規定する期間又は第一條の規定（前條第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の特許法第九條若しくは第九條の二の規定による納付の猶予後の期間を経過した場合であつて、これらの期間内に特許料の納付がなかつたときについては、適用しない。

8～11（略）

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六條 第六條の規定（附則第一條第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下この條において「第三号改正前特例法」という。）第十四條第一項及び第二項本文並びに第十六條（第三号改正前特例法第十四條第一項及び第二項本文に係る部分に限る。）の規定は、第三号施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

2（略）

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正前）（平成二年法律第三十号）（抄）
（見込額の子納）

第十四條 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第百十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十條第一項、特許法第百九十五條第一項から第三項まで、実用新案法第五十四條第一項若しくは第二項、意

匠法第六十七条第一項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納付しようとする者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額（以下単に「見込額」という。）を予納することができる。

2 前項の規定による予納は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

3 第一項の規定による届出（以下「予納届」という。）をした者が同項の規定による予納又は次条第一項若しくは第二項の規定による申出をしない期間が継続して四年に達したときは、当該予納届は、その効力を失う。

4 予納届をした者について相続又は合併があつた場合におけるその者のこの章の規定による地位の承継については、第四十一条第二項において準用する特許法第二十条の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

（代理人への準用）

第十六条 第十四条から前条までの規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と、第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。

○特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和三年政令第二百五十六号）

特許法等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年十月一日とする。